

令和5年度第3回銚子市農業委員会会議録

1 日 時 令和5年6月12日（月）午後4時00分

2 場 所 銚子市役所2階会議室

3 議 題

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請処理について

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請処理について

議案第3号 農用地利用集積計画について

4 出席者（在任委員26名中26名）内農業委員出席15名

議席番号	氏 名	議席番号	氏 名	議席番号	氏 名
1	坂尾 清志	2	石毛 清	3	向後 三夫
4	滑川 清一	5	宮内 弘	6	吉原 康仁
7	小池 秋男	8	飯田 隆衛	9	岩瀬 英行
10	山口 信行	11	五味田 剛	12	神原 長博
13	宮内 克雄	14	中居 好雄	15	加瀬 芳枝
16	石毛 昭雄	17	小松 孝昌	18	宮内 武
19	多田 裕	20	加瀬 豊	21	加藤 高志
22	衣幡 実	23	石井 克幸	24	高橋 律子
25	竹内 進一	26	島崎 隆		

5 欠席者 なし

6 事務局出席者（4名）

事務局長	榊原 晴彦	主 査	佐藤 誠之
主任主事	寺井 大智	主 事	鈴木 江美

7 会議の概要

	午後4時00分開会
議 長	それではただいまより、令和5年度第3回銚子市農業委員会総会を開会いたします。本日の欠席者は、おりません。農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、在任委員の過半数の出席がありますので、本

総会は成立いたします。

会議に先立ちまして、先例にならない議事録署名人2名を議長が指名することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長

全員異議なしと認めまして、私の方から指名いたします。

議席番号2番 石毛 清委員

議席番号3番 向後 三夫委員 このお二人に議事録署名人

をお願いいたします。議事に入る前に、各委員にお願いがあります。

農業委員会等に関する法律第31条第1項で「委員は、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができない。」と規定されておりますので、該当議案につきましては、議事進行前に退席くださるようお願いいたします。

それでは、議事に入ります。

議案第1号を議題といたします。事務局に朗読を願います。

(事務局朗読)

議長

事務局の朗読が終わりました。

順位1番について審議いたします。年金関係ですので、事務局に説明をお願いします。

議案第1号の1

事務局

それでは、事務局から順位1番につきまして、農業者年金関係ですので、ご説明申し上げます。本件は農地法第3条の規定による使用貸借権設定の申請です。本件の譲受人は、〇〇町〇〇〇〇です。譲渡人は同町同番地〇〇〇〇です。本件の譲渡人・譲受人は、父と子です。申請の地番、地積は、春日町1352番、登記簿地目田、現況田、地積1,021㎡外1筆合計地積1,331㎡です。本件の申請理由につきましては、譲渡人は、現在 農業者年金の経営委譲年金を受給しており、返還された農地を10年間の使用貸借権を設定します。譲受人は、譲渡人の希望によります。以上申し上げました順位1番につきましては、農地法第3条第2項各号には該当せず、関係書類も整備されておりますのでよろしくご審議の程、お願いいたします。以上で説明を終わります。

議長

事務局の説明が終わりました。

	ただいまの説明に対しまして、ご意見、ご質疑等はございませんか。 (なし)
議 長	ご意見等が無いようですので、採決いたします。 本件について許可することに、賛成委員の挙手をお願いいたします。 (挙手全員)
議 長	挙手全員でありますので、原案のとおり可決承認することに決します。 順位 2 番から 4 番は関連がありますので、一括審議いたします。担当委員に説明をお願いします。 議案第 1 号の 2 から 4
〇〇委員	それでは、順位 2 番から 4 番は関連がありますので、一括してご説明申し上げます。本件は、農地法第 3 条の規定による売買による所有権移転の申請です。本件の譲受人は、〇〇町〇〇〇〇です。譲渡人は、〇〇町〇〇〇〇外 2 名です。申請の地番、地積は愛宕町 3 4 6 1 番、登記簿地目畑、現況畑、地積 1, 2 6 9 m²外 6 筆合計地積 3, 3 7 8 m²です。申請地は、農業振興地域外にあり、現地調査をしたところ、場所は、県道外川港線愛宕町銚子商工信用組合愛宕支店駐車場から東に 2 0 0 m 進み左折し、3 0 m 進んだ右側です。現在はロータリー耕がされてました。本件の申請理由につきましては、譲渡人は、農業経営の規模縮小、譲受人は、耕地面積の拡大です。また、譲受人は意欲的に営農に取り組んでおり、周辺農地への影響はないと思います。なお、本件については、取得後すべての農地を利用すること、所有農機具、労働力、技術、通作距離からみても問題がないことから農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可するを相当と思いますのでよろしくご審議の程、お願いいたします。以上で説明を終わります。
議 長	担当委員の説明が終わりました。 ただいまの説明に対しまして、ご意見、ご質疑等はございませんか。 (なし)
議 長	ご意見等が無いようですので、採決いたします。 本件について許可することに、賛成委員の挙手をお願いいたします。 (挙手全員)
議 長	挙手全員でありますので、原案のとおり可決承認することに決します。

議案第2号を議題といたします。事務局に朗読をお願いします。

(事務局朗読)

議 長

事務局の朗読が終わりました。

順位1番について審議いたします。担当委員に説明をお願いします。

議案第2号の1

〇〇委員

それでは、順位1番について、ご説明いたします。本件は農地法第5条の規定による一時転用を伴う賃借権設定の申請です。本件の譲受人は、東京都〇〇区株式会社〇〇〇〇代表取締役〇〇〇〇です。譲渡人は、〇〇町〇〇〇〇です。申請の地番、地積は、松岸町4丁目923番、登記簿地目田、現況田、地積991㎡外4筆合計地積5,045㎡です。申請の用途は、養鰻場用地です。申請地の場所は、国道356号線松岸町セブンイレブン銚子松岸店前交差点を南へ進み、総武本線の踏切を渡って約150m先を右折し、さらに200m進んだ左側で、現地調査を行ったところ、現在は耕作されていません。農地の区分としては、農振農用地区域内であり、土地改良受益地ではありません。また、用途地域については指定されていません。転用計画につきましては、飼育建屋3連2棟、事務所等コンテナ5棟、選別池1棟、飼育池6池で、工期としては、許可日から3年の予定となっています。事業に係る資金としては、銀行の残高証明書が添付されております。雑排水については、養殖池の水と雨水は、場内1か所に集水し肥料化して散布、残った水は、排水管を通して、農業用水路へ放流とすることです。隣接農地の所有者、農家組合に対して事業の説明をしていますが、営農条件への支障は、新規事業のため不明確な部分もあります。しかしながら、隣接農地は耕作しておらず、周辺農地に係る営農条件への支障は発生しても軽微と考えます。なお、本件に関しては、4月14日に開催されました、千葉県農業会議の常設審議会委員会にて保留、現地調査の案件に決定し、5月11日に常設審議会委員会現地調査が行われ、16日の常設審議会委員会にて現地報告結果を報告し、「一時転用においてコンクリート打設を行うことは適当でない」などの理由から、不許可相当の答申がなされました。これを受け、申請人は翌17日に当該申請を取り下げ、22日に常設審議会委員会で指摘のあったものを修正した計画で再度申請がなされたものです。計画の具体的な修正内容は、養殖池を設置する際の

工法として、養殖池の下部にコンクリート打設をする計画であったものを砕石敷に変更したこと、会社定款に水産物養殖業を追加した２点です。

申請の内容は以上のとおりです。４月の総会の際も委員の皆さんで審議をしていただきましたが、大雨の際、施設は水浸しになる可能性があり、台風の際は北側に民家やハウスがあるため、被害が及ばないか。また、３年後の復元計画について、キャベツを作るようであるが、畑地にするための費用に不透明なところがあることから、地元では反対意見が多いようですので、皆様のご判断をお願いしたいと思います。以上で説明を終わります。

議 長 担当委員の説明が終わりました。

ただいまの説明に対しまして、ご意見、ご質疑等はございませんか。

〇〇委員 今回会社の定款を変更したとのことであるが、そもそも株式会社〇〇〇〇の会社の設立はいつ頃なのか。また、何を主としている会社なのか。

事務局 会社の設立は、平成２１年１月２２日であり、会社本来の目的は、広告代理業で、水産業の養殖は、はじめてのようです。

〇〇委員 一般に一時転用とは、工事をするための進入路など、ほかに代替地がない場合が多いと思う。この案件の場合、一時転用の場合３年以内という制限があり、養鰻場建設は一時転用になじまないのではないか。「地元が不安に思っている」ということであるならばその意見を無視することはできないと思います。

議 長 ほかに、ご意見、ご質疑等はございませんか。

〇〇委員 地元に説明してあるようであるが、具体的にはどのように説明をしたか伺いたいのと、コンクリート打設から砕石に変えたことの説明があったのか。

〇〇委員 コンクリート打設から砕石に変更したことについては、地元に説明はないです。隣接農地の耕作者に対しても、当初から養殖すると、書面をもって説明があっただけで、何を養殖するのかについての説明はなかった。許可申請をするためであり、許可が下りるまで具体的には言えないといわれた。農家組合では、ニホンウナギの養殖とっていて、ビカーラ種とは知らないと思います。

議 長 ほかに、ご意見、ご質疑等はございませんか。

〇〇委員	農地の復元にかかる費用について、以前は１５０万円だったが、変更はあるか。
事務局	農地への復元についてですが、小型の重機と人力で養殖池を解体し、土と構築物が混ざらないように撤去します。その後、譲渡人の所有地から搬入した土と山砂を７０cm覆土し、その上に赤土を３０cm覆土し、キャベツを耕作する計画となっています。費用については、土は無償提供、重機、労務管理費のみの費用で、解体整地費用５０万円、廃棄物処分費は処理費は無償で、運搬費のみ１００万円で、合計１５０万円となっています。
〇〇委員	さきほど、〇〇委員からビカーラ種ということがありましたので、ご説明します。 水産庁としては、異種ウナギの導入については、推奨するものでないと考えています。ニホンウナギに害のある寄生虫が侵入する恐れがあることから、やむを得ず養殖する際は、異種ウナギが河川に逃げ出さないようにする必要があります。異種ウナギは未知の病原菌や寄生虫を持っている可能性があり危険のため、異種ウナギの飼育水は塩素等で消毒した後、中和して排水することが望ましいとの指針が出ています。
議 長	ほかに、ご意見、ご質疑等はございませんか。
〇〇委員	農地法の申請は、今回のように許可前に取り下げた場合は、何度でも許可申請ができるのか。
事務局	取り下げし、内容を変更して提出することは可能です。
議 長	ほかに、ご意見、ご質疑等はございませんか。 (なし)
議 長	ご意見等が無いようですので、採決いたします。 本件について許可することに、賛成委員の挙手をお願いいたします。 (挙手なし)
議 長	本件について許可することに、反対委員の挙手をお願いいたします。 (挙手全員)
議 長	採決の結果、賛成なし、反対１４名となりましたので、不許可相当とすることに決しました。なお、この案件につきましては、６月１６日開催の常設審議委員会へ、不許可相当で諮問することといたします。 順位２番について審議いたします。担当委員に説明をお願いします。

○○委員

申請の地番、地積は、芦崎町 1 5 2 番、登記簿地目田、現況田、地積 1、1 8 6 m²です。申請の用途は、太陽光発電施設用地です。申請地の場所は、国道 3 5 6 号を東庄方面に進み、船木小学校入口手前の信号を右折し、1 0 0 m 先の右側です。現地調査を行ったところ、現在は、耕作されていませんでした。農地の区分としては、農業振興地域内の農用地区域外であり、土地改良受益地でもありません。また、用途地域については指定されてなく、第 2 種農地と判断します。転用計画につきましては、太陽光発電パネル 1 9 2 枚パワコン 1 台で、工期としては令和 5 年 7 月 2 0 日から令和 5 年 1 0 月 2 0 日までの予定となっています。事業に係る資金としては、銀行の残高証明書が添付されております。雑排水については、汚水雑排水は発生しません。雨水は、地下浸透です。隣接農地の耕作者にも事業の説明をし了承を得ていることから、周辺農地等に係る営農条件への支障はないと考えます。申請の内容は以上のとおりで、許可するを相当と思いますのでよろしくご審議の程、お願いいたします。以上で説明を終わります。

議長

担当委員の説明が終わりました。

ただいまの説明に対しまして、ご意見、ご質疑等はございませんか。

(なし)

議長

ご意見等が無いようですので、採決いたします。

本件について許可することに、賛成委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

議長

挙手全員でありますので、原案のとおり可決承認することに決します。

順位 3 番について審議いたします。担当委員に説明をお願いします。

〇〇委員

それでは、順位3番についてご説明いたします。本件は農地法第5条の規定による転用を伴う所有権移転の申請です。本件の譲受人は、〇〇町〇〇〇〇です。譲渡人は、〇〇町〇〇〇〇持分2/3外1名です。申請の地番、地積は、西小川町4818番、登記簿地目畑、現況畑、地積214㎡

です。申請の用途は、貸駐車場用地です。申請地の場所は、西小川町旧清掃センター東側です。現地調査を行ったところ、現在は、耕作されていませんで、雑草が生えていました。農地の区分としては、農業振興地域内の農用地区域外であり、土地改良受益地でもありません。また、用途地域については指定されてなく、第2種農地と判断します。転用計画につきましては、駐車場4台、トラック6m×3m4台分で、工期としては令和5年7月20日から令和5年8月30日までの予定となっています。事業に係る資金としては、銀行の残高証明書が添付されております。申請地は、国定公園第2種特別地域に指定されていますが、本件については、市都市整備課への申請はらないとのことです。雑排水については、汚水雑排水は発生しません。雨水は、地下浸透です。隣接農地はありませんので、周辺農地等に係る営農条件への支障はないと考えます。申請の内容は以上のとおりで、許可するを相当と思いますのでよろしくご審議の程、お願いいたします。以上で説明を終わります。

議 長

担当委員の説明が終わりました。

ただいまの説明に対しまして、ご意見、ご質疑等はございませんか。

(なし)

議 長

ご意見等が無いようですので、採決いたします。

本件について許可することに、賛成委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

議 長

挙手全員でありますので、原案のとおり可決承認することに決します。

議案第3号を議題といたします。事務局に朗読を願います。

(事務局朗読)

議 長

事務局の朗読が終わりました。本議案は、農用地利用集積計画についてでありますので、順位1番から3番について審議いたします。事務局に説明をお願いします。

議案第3号

事務局

それでは、農用地利用集積ですので、事務局より順位1番から3番につきまして、ご説明申し上げます。今回、農業経営基盤強化促進事業による利用権等の設定をしようとするものであります。

設定者は、〇〇町(亡)〇〇〇〇法定相続人代表〇〇〇〇外5名。被設定

者は、〇〇町〇〇〇〇外2名。申請の地番・地積は、森戸町12番1 登記簿地目田、現況田、地積895㎡外田3筆、畑3筆、合計地積5,990㎡です。その内容ですが、順位1番は、新規に4年11か月の賃借権を設定しようとするもので、田4筆、合計地積が3,783㎡です。

次に順位2番から3番は売買により所有権を移転しようとするもので畑3筆、合計地積が2,207㎡です。以上順位1番から3番の権利を取得しようとする被設定者は農業経営基盤強化促進法第18条第3項の利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件を満たしており、また、関係書類も整備されています。よろしくご審議の程、お願いいたします。

議 長

事務局の説明が終わりました。

ただいまの説明に対しまして、ご意見、ご質疑等はございませんか。

(なし)

議 長

ご意見等が無いようですので、採決いたします。

本件について許可することに、賛成委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

議 長

挙手全員でありますので、原案のとおり可決承認することに決します。

次に、議案書の4ページから5ページに報告事項がありますので、事務局に説明を願います。

事務局

農業者年金 令和5年度加入推進活動計画についてご説明いたします。

4ページの令和5年度加入推進実績報告表をご覧ください。

まず、千葉県全体の今年度の加入目標は、ワークシートに記載はございませんが、126人となっております。

今年度の、銚子市の全体目標は8人で、このうち39歳以下の目標は4人です。また、今年度の加入推進名簿の登載人数は、311人で、青色申告の世帯で、認定農業者、または認定農業者と家族経営協定をむすんでいる方や、新規就農者から抽出いたしました。

具体的な加入推進につきましては昨年度同様、事務局で作成した対象者名簿を調査区ごとにお配りいたしますので、戸別訪問をお願いしたいと思います。名簿に載っていない方でも加入推進していただいて結構です。

委員の任期はあと少しですが、退任後も引き続き、ご近所の方、お知り合いの方に制度のPRをしていただき、加入推進についてよろしくお願い

いたします。

議 長

事務局の説明が終わりました。

ただいまの説明に対しまして、ご意見、ご質疑等はありませんか。

(なし)

議 長

ご意見等が無いようですので、以上で報告を終了いたします。

議案書の 6 ページから 8 ページに届出事項がございますので、ご覧ください。届出事項に対しまして、ご意見、ご質疑等はありませんか。

(なし)

議 長

以上で、予定した議事が全て終了しました。これをもちまして、令和 5 年度第 3 回銚子市農業委員会総会を閉会いたします。

本日は、ご苦労様でした。

————— 午後 4 時 4 0 分閉会 —————

銚子市農業委員会会議規則第 13 条により署名する。

議 長

署名委員

署名委員

—